

(被害状況写真 ②)

佐用町佐用地区

佐用町平福地区



9

(被害状況写真 ③)

宍粟市一宮町福知地区



10

朝来市神子畑・土肥地区



日本海



流木が橋梁を閉塞(国道429号 土肥橋)



道路流失(国道429号)



道路流失(国道429号)



土石流が堆積した家屋

11

台風第9号への対応



(3) 対応

① 対応体制

■災害対策本部等の設置状況

- ・ 8月 9日 14時15分：兵庫県災害対策センターで警戒準備体制 構築
- ・ 8月 9日 21時25分：兵庫県災害警戒本部、西播磨県民局災害警戒本部 設置
- ・ 8月10日 0時00分：兵庫県災害対策本部、兵庫県災害対策西播磨地方本部 設置
- ・ 8月10日 1時30分：但馬県民局災害警戒本部 設置
- ・ 8月10日 4時00分：兵庫県災害対策但馬地方本部 設置

■災害対策本部会議の開催状況

- ・ 第1回本部会議：8月10日
- ・ 第2回本部会議：8月13日
- ・ 第3回本部会議：8月19日
- ・ 第4回本部会議：8月27日

【参考】市町における災害対策本部等の設置状況

佐用町、上郡町、宍粟市、豊岡市、朝来市等で災害対策本部等を設置

- ・ 8月 9日 19時00分：佐用町災害対策本部 設置
- ・ 8月 9日 21時20分：上郡町災害対策本部 設置
- ・ 8月 9日 22時20分：宍粟市災害対策本部 設置
- ・ 8月10日 2時11分：豊岡市災害対策本部 設置
- ・ 8月10日 0時30分：朝来市災害対策本部 設置 等

12

台風第9号への対応

(3) 対応

② 災害救助法等の適用

■災害救助法の適用

- 法適用日 : 平成21年8月9日 (日)
- 適用市町名 : 佐用町、宍粟市、朝来市

■被災者生活再建支援法の適用

- 法適用日 : 平成21年8月9日 (日)
- 適用市町名 : 兵庫県全域

13

台風第9号への対応

(3) 対応

③ 生活支援対策(その1)

■避難所等への支援

- 医療救護班の派遣 (避難所に救護所を開設)
 - ・久崎小学校 : 8月10日~20日 (延べ16班147人 : 日赤姫路・神戸等)
 - ・佐用小学校 : 8月10日~17日 (延べ10班 46人 : 赤穂市民病院、姫路循環器病センター等)
- 保健師等の派遣 : 8月12日~15日 (延べ136人 : 県(95人)、神戸市他4市(41人))

■し尿・ごみ対策

- 仮設トイレの設置 : 佐用町の5避難所に計14基、断水した5集落に110基 (水道復旧で8月27日撤去)
- 災害ごみの収集、仮置場への運搬 (佐用町 : 8月11~26日、宍粟市 : 8月14~21日)
【応援状況】・県内37市町一部事務組合、車両738台、人員2,155人
 - ・仮置場に集積した災害ごみは分別、粉碎し順次処理。焼却は県内他市町で広域処理 (上郡町、宍粟市、豊岡市、養父市→10月未完了、朝来市、佐用町→H22.2月未完了)

■飲料水・医療用水の確保

- 断水状況 : 6市町(上郡町、佐用町、宍粟市、豊岡市、朝来市、養父市)で断水、9月8日解消
- 給水活動実績
【県】給水車:28市町等から186台、保存飲料水:県から5,880本など(8月20日活動終了)
【自衛隊】水タンク車:延べ15両、トレーラー:延べ38両 (8月19日活動終了)

14

台風第9号への対応



(3) 対応

④ 生活支援対策(その2)

■消毒

- 佐用町、宍粟市、朝来市の各自治会や区長を通じて消毒薬を配布
- 8月11日から配布、10月1日。全地区の消毒完了

■住家の被害認定

- り災証明書の早期発行のため、県・市町からの職員派遣により被害調査を実施

市町名	調査開始日	調査員(延べ人数)	調査件数
佐用町	8月13日	415人	1,789件
宍粟市	8月17日	324人	559件
朝来市	8月13日	150人	313件
合 計	—	889人	2,661件

平成22年1月31日現在

■その他

- 高齢者・障害者支援、食料品等の物資の調達・供給、食中毒対策、災害義援金の募集、災害援護金の支給、医療機能の確保、ペット対策、被災児童生徒への支援、悪徳商法による被害の未然防止、被災者のこころのケアを実施

15

台風第9号への対応



(3) 対応

⑤ 住宅対策

■応急対策

○応急仮設住宅

市町名	地 区	区分	戸数	着工	入居開始
佐用町	上月	第1期	13	8月19日	9月6日
		第2期	11	8月22日	9月11日
	久崎		18	8月22日	9月15日
合 計			42		

○県営住宅への一時入居等

	戸数 (最大時)
県営住宅への一時入居	7戸
教職員住宅への一時入居	5戸
雇用促進住宅の空き家のあっせん	39戸

■住宅の再建支援 (H22.3.31現在)

○被災者生活再建支援金

- ・被災者生活再建支援法対象(全壊・大規模半壊): 495世帯、706,000千円(最高300万円)
- ・県独自支援(半壊・床上浸水): 780世帯、179,200千円(半壊25万円、床上浸水15万円)

○兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)

- ・共済給付金: 199戸、242,200千円(被害認定により最大600万円)

○その他

- ・住宅再建に係る手数料免除、高齢者の住宅再建への助成、一時転居への家賃助成、現地住宅復興相談コーナーの設置 等

16

台風第9号への対応

(3) 対応

⑥ ボランティアの派遣・受入支援

「ひょうごボランタリープラザ」が中心となり、ボランティアの派遣・受入について支援を実施

- 災害救援ボランティア支援センター
 - ・ ひょうごボランタリープラザに設置
- 現地災害ボランティアセンター等
 - ・ 佐用町・宍粟市・朝来市の社協に設置
 - ・ ボランティア延べ活動者数 約19,000人(H22.1.31現在)
- 主な支援内容
 - ・ 現地への職員派遣、現地災害ボランティアセンター等との連絡調整、ボランティアバスの運行 等
 - ・ ボランティアバス等の運行状況: 延べ90日、約2,500人(H22.1.31現在)



17

台風第9号への対応

(3) 対応

⑦ 応援職員の派遣

8月13日以降、県及び県内市町から佐用町及び宍粟市に応援職員を派遣(～12月25日)

- 派遣人数
 - ・ 県職員延べ 911人、市町職員延べ 1,450人
(保健師、看護師、廃棄物処理要員等除く)
- 主な業務
 - ・ 家屋被害認定調査、
 - ・ 避難所運営
 - ・ 物資搬送
 - ・ 災害対策本部運営
 - ・ 総合相談
 - ・ 被災者生活再建支援法等に関する相談
 - ・ 選挙事務
 - ・ 災害査定 等

※この他、県から佐用町に防災・復旧・復興対策のため、県職員2人(町における理事級の職員及び課長補佐級の土木職員)を派遣するとともに、佐用町から県に、防災の研修のため、県災害対策課に職員1人が派遣されている。

18